

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前												
○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月 1 日規則第128号 (水の汚染状態を示す項目) 第44条 条例第45条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。 (1) 生物化学的酸素要求量 (2) 化学的酸素要求量 (3) 浮遊物質 (4) 水素イオン濃度 (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (6) <u>大腸菌数</u> (7) 臭気 (8) 色汚染度（別表第12第 2 項の備考に定める色汚染度をいう。以下同じ。） (9) 温度 別表第12（第42条、第44条、第48条関係） 排水の規制基準（水の汚染状態を示す項目） 事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。 1 略 2 水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、<u>大腸菌数</u>、臭気、色汚染度及び温度の許容限度 <table><tr><th>区分</th><th>新設の事業所の場 合</th><th>新設の事業所以外の事 業所の場合</th></tr><tr><td>水素イオン濃度（水素指</td><td>5.8以上、8.6以下</td><td>5.8以上、8.6以下</td></tr></table>	区分	新設の事業所の場 合	新設の事業所以外の事 業所の場合	水素イオン濃度（水素指	5.8以上、8.6以下	5.8以上、8.6以下	○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月 1 日規則第128号 (水の汚染状態を示す項目) 第44条 条例第45条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。 (1) 生物化学的酸素要求量 (2) 化学的酸素要求量 (3) 浮遊物質 (4) 水素イオン濃度 (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (6) <u>大腸菌群数</u> (7) 臭気 (8) 色汚染度（別表第12第 2 項の備考に定める色汚染度をいう。以下同じ。） (9) 温度 別表第12（第42条、第44条、第48条関係） 排水の規制基準（水の汚染状態を示す項目） 事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。 1 略 2 水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、<u>大腸菌群数</u>、臭気、色汚染度及び温度の許容限度 <table><tr><th>区分</th><th>新設の事業所の場 合</th><th>新設の事業所以外の事 業所の場合</th></tr><tr><td>水素イオン濃度（水素指</td><td>5.8以上、8.6以下</td><td>5.8以上、8.6以下</td></tr></table>	区分	新設の事業所の場 合	新設の事業所以外の事 業所の場合	水素イオン濃度（水素指	5.8以上、8.6以下	5.8以上、8.6以下
区分	新設の事業所の場 合	新設の事業所以外の事 業所の場合											
水素イオン濃度（水素指	5.8以上、8.6以下	5.8以上、8.6以下											
区分	新設の事業所の場 合	新設の事業所以外の事 業所の場合											
水素イオン濃度（水素指	5.8以上、8.6以下	5.8以上、8.6以下											

改正後			改正前		
数)			数)		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）（単位 1 リットルにつきミリグラム）	5	5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）（単位 1 リットルにつきミリグラム）	5	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）（単位 1 リットルにつきミリグラム）	5	10	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）（単位 1 リットルにつきミリグラム）	5	10
大腸菌数（単位 <u>1ミリリットルにつきコロニー形成単位</u> ）	<u>800</u>	<u>800</u>	大腸菌群数（単位 <u>1立方センチメートルにつき個</u> ）	<u>3,000</u>	<u>3,000</u>
臭気	受入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。		臭気	受入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。	
色汚染度	排水を希釈しない状態で12度以下とし、かつ、当該排水を蒸留水で1対1に希釈した状態で8度以下とする。		色汚染度	排水を希釈しない状態で12度以下とし、かつ、当該排水を蒸留水で1対1に希釈した状態で8度以下とする。	
温度	排水の水温は38度以下とし、かつ、当該排水を放流する水域の水温を10度以上超えないものとする。		温度	排水の水温は38度以下とし、かつ、当該排水を放流する水域の水温を10度以上超えないものとする。	
備考			備考		
1～6 略			1～6 略		
7 排水の測定方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。			7 排水の測定方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。		
(1) 水素イオン濃度（水素指数） 規格K0102の12.1に定める方法			(1) 水素イオン濃度（水素指数） 規格K0102の12.1に定める方法		
(2) ノルマルヘキサン抽出物質含有量			(2) ノルマルヘキサン抽出物質含有量		

改正後	改正前
環境庁告示第64号付表 4 に掲げる方法 (3) <u>大腸菌数</u> 下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法 (4) 臭気 規格K0102の10.2に定める方法 (5) 色汚染度 次の式により算出された値とする。 $\text{色汚染度} = 3 (V_b - V_s) + C_s - C_b$ ア V_b とは、空試験の明度をいう。 イ V_s とは、試料の明度をいう。 ウ C_s とは、試料の彩度をいう。 エ C_b とは、空試験の彩度をいう。 オ 明度及び彩度の測定は、標準色票（規格Z8721準拠）及び容量3400m¹の化学分析用磁器ビーカー（規格R1302）その他の内径70ミリメートル以上で試料の水深を7センチメートルに保つことができる円筒形の磁器容器を用いて次の方法により行うものとする。 (ア) 試料を十分に攪(かく)拌(はん)のうえ、水深が7センチメートルになるようにビーカーに採取し、標準色票により明度及び彩度を求める。なお、この際の試料と標準色票との比較は、規格Z8723（表面色の比較方法）に準ずるものとする。 (イ) 空試験は、蒸留水を用いて、(ア)と同様の方法により行うものとする。 (6) 温度 規格K0102の7.2に定める方法	環境庁告示第64号付表 4 に掲げる方法 (3) <u>大腸菌群数</u> 下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法 (4) 臭気 規格K0102の10.2に定める方法 (5) 色汚染度 次の式により算出された値とする。 $\text{色汚染度} = 3 (V_b - V_s) + C_s - C_b$ ア V_b とは、空試験の明度をいう。 イ V_s とは、試料の明度をいう。 ウ C_s とは、試料の彩度をいう。 エ C_b とは、空試験の彩度をいう。 オ 明度及び彩度の測定は、標準色票（規格Z8721準拠）及び容量3400m¹の化学分析用磁器ビーカー（規格R1302）その他の内径70ミリメートル以上で試料の水深を7センチメートルに保つことができる円筒形の磁器容器を用いて次の方法により行うものとする。 (ア) 試料を十分に攪(かく)拌(はん)のうえ、水深が7センチメートルになるようにビーカーに採取し、標準色票により明度及び彩度を求める。なお、この際の試料と標準色票との比較は、規格Z8723（表面色の比較方法）に準ずるものとする。 (イ) 空試験は、蒸留水を用いて、(ア)と同様の方法により行うものとする。 (6) 温度 規格K0102の7.2に定める方法

改正後

第3号様式（付表10）

排水の汚染状態、量等明細書

項 目	水量 (m ³ /日)		温度 (℃)		色汚染度 (度)		p H	BOD (mg/ l)		COD (mg/ l)		SS (mg/ l)	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大		通常	最大	通常	最大	通常	最大
排水処理施設名													
処理前													
処理後													
処理前													
処理後													
処理前													
処理後													
排水口別													
合 計													

項 目	nヘキサン抽出物質 含有量(mg/ l)				大腸菌数 (cfu/ml)		(mg/ l)		(mg/ l)		(mg/ l)		(mg/ l)	
	鉍 油 類		動植物油脂		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	通常	最大	通常	最大										
排水処理施設名														
処理前														
処理後														
処理前														
処理後														
処理前														
処理後														
排水口別														

備考 1 合計欄には、排水口別の水量の合計を記載してください。
 2 項目の欄に記載のない項目については、排水指定物質のうち排出のおそれのあるものについて記載してください。

改正前

第3号様式（付表10）

排水の汚染状態、量等明細書

項 目	水量 (m ³ /日)		温度 (℃)		色汚染度 (度)		p H	BOD (mg/ l)		COD (mg/ l)		SS (mg/ l)	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大		通常	最大	通常	最大	通常	最大
排水処理施設名													
処理前													
処理後													
処理前													
処理後													
処理前													
処理後													
排水口別													
合 計													

項 目	nヘキサン抽出物質 含有量(mg/ l)				大腸菌群数 (個/cm ³)		(mg/ l)		(mg/ l)		(mg/ l)		(mg/ l)	
	鉍 油 類		動植物油脂		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	通常	最大	通常	最大										
排水処理施設名														
処理前														
処理後														
処理前														
処理後														
処理前														
処理後														
排水口別														

備考 1 合計欄には、排水口別の水量の合計を記載してください。
 2 項目の欄に記載のない項目については、排水指定物質のうち排出のおそれのあるものについて記載してください。